

メイセイ建設行動計画

従業員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間

2. 計画内容

(目標1) 子育てや介護を行う労働者の、仕事と家庭の両立を支援するために、有給休暇をより利用しやすく、取得日数を一人当たり年間平均10日以上とする。

令和6年8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

令和7年1月～ 計画的な取得に向けた社内での検討開始

令和7年3月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取組の開始

(目標2) 所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

令和6年8月～ 所定外労働の現状を把握

令和7年1月～ 所定外労働削減に向けた社内での検討開始

令和7年7月～ ノー残業デーの実施
社内掲示などによる従業員への周知